

(別紙)

令和 8 年度指定管理者評価委員会における評価結果（概要）

(静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課)

1 開催趣旨

「静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例」に定める下記の 3 施設（森林公園森の家施設、森林公園施設、県民の森施設）については、平成 18 年度から指定管理者による運営が開始され、令和 4 年 4 月 1 日から第 5 期目の指定管理者により管理運営を行っている。

各施設における管理運営が、利用者サービスの向上と管理経費の縮減という指定管理者制度の目的を達成しているか、また、公の施設として条例に掲げる設置目的の達成に貢献しているか等について、客観的な評価を行うため、指定管理者評価委員会を設置し、評価委員会による評価を行った。

施設名	主な施設	指定管理者	指定期間
静岡県県民の森施設 （静岡市）	ロッジ、ログハウス、キャンプ場	井川森林組合	令和４年（２０２２年） ４月１日から 令和９年（２０２７年） ３月３１日 （５年間）
静岡県立森林公園森の家施設（浜松市）	管理研修棟、宿泊棟、多目的ホール、多目的研修棟	株式会社ヤタロー	
静岡県立森林公園施設（浜松市）	ビジターセンター、木工体験館、園地、広場		

2 開催概要

(1) 評価委員

区分	氏名 (敬称略)	所属名	備考
学識経験者	荒巻 太枝子	静岡県シェアリングネイチャー協会理事	委員
	井戸 直樹	ネイチャースクール森のたね代表	〃
	木村 美穂	きむら工房	〃
	船戸 修一	静岡文化芸術大学文化政策学部文化政策学科教授	〃
	眞野 匡雄	静岡県中小企業団体中央会理事	〃
	宮城島 史人	ふじのくに観光振興アドバイザー	委員長

(2) 開催日・開催場所

令和 8 年 6 月 19 日 (金) 静岡県庁別館 2 階第一会議室 BC (静岡市葵区追手町 9 番 6 号)

3 評価内容

(1) 評価結果

「静岡県立森林公園森の家施設等指定管理者評価に関する運用基準」に基づき、評価委員会の総合評価により、以下の評価結果となった。

ア 年度評価（令和 7 年度）

（単位：点）

大項目	小項目		県民の森	森の家 森林公園
1 設置目的の達成に向けて努力しているか	1	研修・自然ふれあい体験等を通じて森林及び林業に対する理解を深めているか	26	34
	2	県民の保健休養に資するという施設の目的を達成しているか	32	33
2 利用者のニーズに沿った施設管理・運営を行っているか	1	県民の平等な使用を確保しているか	35	34
	2	利用者からの苦情等への対応は適正か	29	30
	3	利用者のニーズをとらえ、的確に把握しているか	26	31
	4	施設利用の申込者等、個人・団体情報の保護及び管理は適正か	34	34
3 経営努力目標の達成に向けた経営が行われているか	1	サービスの向上が図られているか	29	34
	2	利用率は増加しているか	27	28
	3	管理に係る経費の縮減が図られているか	28	30
	4	広報活動を通じて県民が自然と触れ合うための施設の情報を提供しているか	31	33
4 日常の施設管理に万全を期しているか	1	施設に係る緊急時の対応は十分か	31	34
	2	危機管理への対応は適正か	33	34
	3	リスク管理への対応は適正か	33	34
5 十分な管理・運営能力を有し、安定した組織体制が保たれているか	1	管理を安定して行う能力を有しているか	28	33
	2	公園施設の効用を最大限に発揮する運営を行っているか	30	34
	3	事業に関する県への報告や協議等が適正になされているか	33	34
履行確認結果報告		利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか	121	128
計（700 点満点〔評価者 7〕）			606	652
得点（平均点）			86.6	93.1
総合評価区分			優	優

＊ 各評価委員が評価項目ごとに、大変評価できる場合が 5 点、評価できる場合が 4 点、普通の場合は 3 点、あまり評価できない場合は 2 点、全く評価できない場合は 1 点を加点し、採点合計の平均点を評価区分に当てはめ評価を決定した。（ただし、履行確認結果報告は 20 点満点）

イ 期間評価

(単位：点)

評価の観点	評価項目	県民の森	森の家 森林公園
指定管理者に期待する成果を達成しているか	年間利用料金目標数値または来園者数が指定管理期間最終年度を目途に達成しているかを評価する	24	26
指定管理による管理運営の効果が認められるか	年度評価結果等を総合的に評価し、指定管理者による管理運営の効果を評価する	25	30
計 (60 点満点〔評価者 6〕)		49	56
得点 (平均点)		8.2	9.3
総合評価区分		良	優

＊ 各評価委員が評価項目ごとに、大変評価できる場合が 5 点、評価できる場合が 4 点、普通の場合は 3 点、あまり評価できない場合は 2 点、全く評価できない場合は 1 点を加点し、採点合計の平均点を評価区分に当てはめ評価を決定した。

(2) 評価基準 (年度評価、期間評価)

総合評価区分	評価得点率	得点 (平均点) ※		摘要
		年度評価	期間評価	
優	最高点の 85%以上	85 点以上	8.5 点以上	大いに評価できる
良	70～85%未満	70 点以上	7.0 点以上	評価できる
可	50～70%未満	50 点以上	5.0 点以上	普通
要改善	50%未満	50 点未満	5.0 点未満	改善を要する

＊得点：委員の採点合計及び指定管理者自己評価点の平均点
(年度評価 100 点最高点、期間評価 10 点高得点)

4 評価委員会による講評

会議録 (要旨) のとおり。